

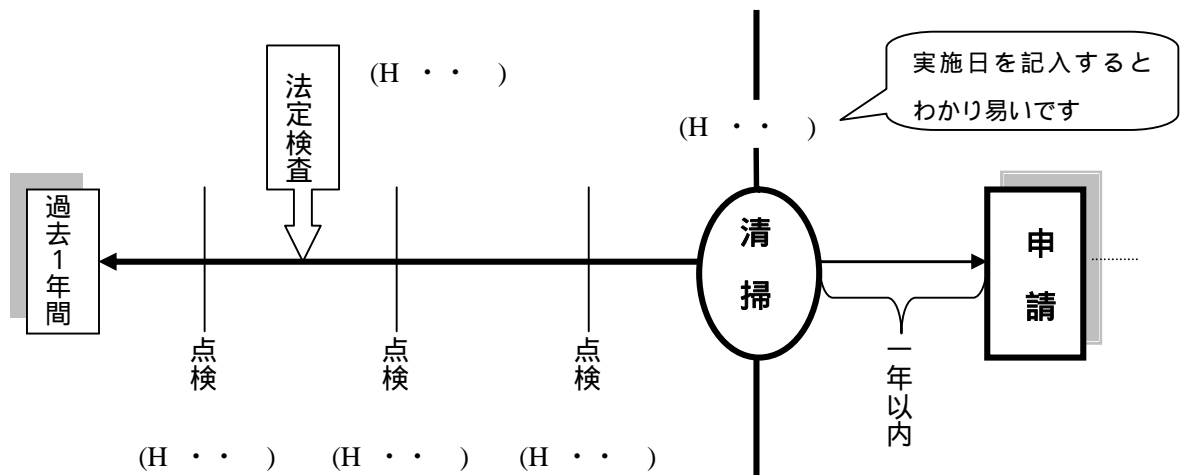
# 合併処理浄化槽 をご使用の皆様へ



## 補助金制度

をご利用ください。

家庭用の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方に対し、費用の一部を補助します。直近の清掃から過去1年以内に保守点検3回以上、法定検査1回を実施している場合、補助金の対象補助金は**10年間で、最大10回**受けられます



### 申請できる区域

下水道供用開始区域および農業集落排水処理開始区域を除く区域

### 補助金額

5人槽：15,000円 6人槽：16,000円 7人槽：17,000円  
8人槽：18,000円 9人槽：19,000円 10人槽：20,000円

### 申請に必要なもの

裏面の申請書類チェックリストを参照してください。



申請書類チェックリスト	
	浄化槽は合併処理浄化槽ですか？ <u>単独処理浄化槽は対象外です。</u>
	交付申請書兼交付請求書（申請窓口にあります） 納税証明書（平成 30 年 4 月 1 日から、同意書により職員が納税状況を確認することを承諾された場合は不要です。）
	清掃記録の写し（清掃日から 1 年を過ぎると申請できません）
	保守点検記録の写し（清掃日より過去 1 年以内に 3 回以上実施したもので すか？）
	埼玉県浄化槽協会発行の法定検査結果書の写し（清掃日より過去 1 年以内 に受けたものですか？）
	印鑑（認印 <u>スタンプ印は不可</u> ） 押印（捨印の押印もお願いします）
	振込口座は申請者名義のものですか？
	併用住宅の場合：住宅部分が 2 分の 1 以上であることを確認できる書類
	放流先が地下浸透の場合：放流先が適正であることを確認できる書類
	法定検査の結果が不適正と判定された場合：改善状況が確認できる書類

は、該当する場合のみご用意ください。

申請窓口・問合せ先	
環境部環境推進課（江南庁舎 2F）	048-536-1570
妻沼行政センター地域振興係	048-588-1321

〜浄化槽を正しく使いましょう 子どもたちにきれいな水を〜



保守点検

浄化槽の大きさなどにより点検回  
数が定められています

清 掃

毎年 1 回以上実施しなければなりません

法定検査

毎年 1 回実施しなければなりません